

九州歯科大学研究活動不正防止調査委員会異議申立て要領

(目的)

第1条 この要領は、九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程（以下「不正防止規程」という。）第17条第5項に基づく調査委員会の調査結果に対する異議申立て（以下「異議申立て」という。）の手続きについて定める。

(異議申立て)

第2条 異議申立ては、定められた様式により文書で行うものとする。

(議決)

第3条 異議申立ての審査は、審査員全員の出席により行うものとする。

2 審査は、委員の3分の2以上をもって決する。

(審査)

第4条 審査員は、異議申立ての内容を審査し再調査を実施するか否かを決定するものとする。

2 審査員は、異議申立ての内容について、異議申立者に確認することができる。

(報告)

第5条 審査結果の報告は、不正防止規程第17条第3項の付託の日から30日以内に行わなければならない。

(異議申立て窓口)

第6条 異議申立ての窓口は、学務部学生支援班に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月6日から施行する。